

板橋区保育対策等促進事業費助成要綱

平成 21 年 1 月 30 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、保育環境を総合的に整備する経費を助成することで、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条の規定により板橋区長（以下「区長」という）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第 43 条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

(1) 施設、事業を設置・運営する者が個人であって、特別区民税及び軽自動車税を滞納しているもの

(2) 施設、事業を設置・運営する者が法人であって、法人住民税を滞納しているもの

(3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成 24 年板橋区条例第 28 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(対象事業)

第 3 条 助成金の交付の対象となる事業は、別表 1 の 1 対象事業のとおりとする。

(助成金額)

第 4 条 助成の額は、東京都の当該年度の「東京都保育環境改善等事業費補助金交付要綱」に定められた基準額によるものとする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、板橋区保育対策等促進事業費助成金交付申請書（別記第1号様式）を作成し、区長に提出しなければならない。

2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほかに、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

(1) 助成の申請に当たって、助成金交付申請書（別記第1号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合

(3) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 申請者が法人の場合は、第1項の規定による申請書のほかに、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

(交付決定通知等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認める場合は交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認める場合は不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定通知書に基づき請求書（別記第4号様式）により区長に助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条の規定に基づき交付決定者から請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

(事業実績報告)

第9条 交付決定者は、事業の実績について別に定める日までに実績報告書（別記第5号様式）により区長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、保育対策等促進事業費助成金確定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一

部を取り消すことができる。

- (1) 対象となる事業を中止したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他区長が不適当と認めたとき。

(返還命令)

第12条 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、助成金交付額確定通知書（別記第6号様式）により期限を定めて、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付の決定を取り消したとき 助成の対象となる事業の当該取消しに係る部分の額
- (2) 第10条の規定により交付決定者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているとき その超える部分の額

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第13条 この補助金の交付を受けた事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに区長に報告しなければならない。

この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

ただし、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を板橋区に返納しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年1月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表 1

保育環境改善等事業

1 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

ア 保育サービス提供施設設置促進事業

保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。

(2) 環境改善事業

利用者へのサービス向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。

ア 保育所要支援児受入促進事業

既存の保育所又は保育所分園において、要支援児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

イ 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業

2 対象事業の制限

- (1) 他の補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。
- (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は本事業の対象としないこと。
- (3) 本事業の実施については、保育所要支援児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとする。
- (4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象としないこと。
- (5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。
- (6) 保育所要支援児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に要支援児の受入を予定している保育所を対象とすること。
- (7) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所要支援児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

3 書類の整備

この事業の実施要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

板 橋 区 長

所 在 地
申 請 者
代表者職氏名
(施設名)

年度板橋区保育対策等促進事業費助成金交付申請書

標記について、次のとおり関係書類を添えて申請する。

1 申 請 額 金 円

2 添付書類

(1) 年度板橋区保育対策等促進事業内訳書

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

交 付 決 定 通 知 書

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区保育対策等促進事業費助成金
については、下記により交付する。

記

- 1 施設名
- 2 助成金交付決定額
金 円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

不交付決定通知書

様

板 橋 区 長

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区保育対策等促進事業費助成金
については、下記により不交付とする。

記

1 施設名

2 不交付理由

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

請 求 書

板 橋 区 長 様

所在地
請求者
請求者職氏名
(施設名)

年度板橋区保育対策等促進事業費助成金について、下記により請求します。

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

板 橋 区 長

所 在 地

実 施 者

実施者職氏名

（施設名）

年度板橋区保育対策等促進事業費助成金の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 事業実績額 | 金 | 円 |
| 3 | 要返還額 | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |

- (1) 年度板橋区保育対策等促進事業内訳書

第6号様式（第10条・第12条関係）

年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様

板橋区長

板橋区保育対策等促進事業助成金交付額確定通知書

板橋区保育対策等促進事業助成要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額 金 円

2 返還額がある場合

板橋区保育対策等促進事業助成要綱第12条に基づき、年 月 日までに返還するよう命じます。

(1) 交付確定額 円

(2) 既交付済額 円

(3) 返還額 円